

Q 7

子どもたちに人間関係のつくり方を学ばせたい。

子どもたちは、学校で、家庭で、地域社会で、人と関わることで成長しています。学校は、人間関係づくりを学ぶ上で大きな役割を担っています。

A1 意図的に、人間関係のつくり方を学ぶ機会を設定しましょう。

子どもたちにとって、家庭や地域の中で自然に人間関係のつくり方を学ぶ場が減少しています。人とつながりたいと考えているにも関わらず、つながり方がわからなくなっている子どもたちも少なくありません。さまざまなトレーニングや参加体験的な学習などにより、子どもたちが人間関係づくりを学習できる機会を設定しましょう。学年、学期の開始時、学級活動(ホームルーム)、宿泊行事などの機会を利用するのも効果的です。

※ CHECK①で紹介している「こどもエンパワメント支援指導事例集」には参考となる教材がたくさん掲載されているので、ぜひ活用してください。

A2 自主的な活動や遊びに取り組みましょう。

子どもは集団づくりのなかで人間関係づくりを学びます。自主的な活動や遊びは集団づくりのための最適の場面です。集団づくりの活動を通して、子どもは友だちと一緒に活動する楽しさを味わい、喜びを共感し合って、思いやりを育みます。また、ルールなどでもめた時は人間関係のつくり方を学ぶよいチャンスです。さまざまな体験を通して、物事が自分の思い通りにはならない場合があることを理解し、意見や考えが異なる他の子どもと人間関係をつくることを学習します。

特に、小学校の低学年においての遊びによる指導は効果的です。遊び方を知らない子どもや、友だちと関わるできない子どもが増えている中で、外遊びなど集団遊びを子どもたちの実態に合わせて指導することが大切です。

A3 学校全体で取り組みましょう。

集団づくりについては、学校として組織的に取り組むことが大切です。迷ったり、困ったりしたことがあれば、一人で抱え込まずに学年会議の話題としたり、以前の担任・養護教諭・スクールカウンセラーなどの他の教職員にも相談するなど、組織的に解決することが重要です。

そのためには、教職員どうしの人間関係、教職員と保護者、地域の人との人間関係がよいものであることが前提です。教職員自らの人間関係づくりの努力によって、子どもの人間関係における矛盾やあつれきなどに敏感な感覚が身に付き、子どもの人間関係づくりを促し、よい影響を与えることが考えられます。

※ それぞれの教職員は、他の教職員、保護者、地域の人など、必ずしも自分と同じように考えるとは限らない他者と公的な人間関係を築く努力を積み上げることが重要です。

＜ポイント＞

子どもの行動だけを表面的に捉えず、その背景にあるものも理解し、子どもに接することが必要です。例えば、攻撃的な自己主張しかできず、人間関係づくりが特に苦手な子どもの場合、虐待などの保護者の養育環境が影響していることもあります。さまざまな子どもの状況を踏まえ、ていねいな人間関係づくりの学習をすることによって、子どもは自分の大切さと他の人の大切さを認め、互いに尊重できるようになります。

★CHECK①★

「こどもエンパワメント支援指導事例集ー(改訂版)指導者のためにー」(大阪府教育委員会 平成 19[2007]年3月改訂)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/jidoseitoshien/siryuu/index.html>

この冊子は、子ども自身が自らの力で自らを守る力を育成し、子どもが暴力の被害者や加害者にならないようにするために作成されており、基本的な考え方とともに、教材や指導事例が豊富に掲載されています。小学校低学年を対象としていますが、小学校中・高学年や中学校、高等学校で活用できる教材もあります。

★CHECK②★

「参加・体験型学習のための人権教育教材」(大阪府 平成 15[2003]年3月)

相手の立場に立って考えるとはどういうことか、実際にどのように行動すべきかなど、具体例に則して考えることが大切です。そのための有効な手段といわれている参加・体験型の学習・研修が注目されています。

この冊子には、人間関係づくりのヒントがたくさんあり、具体例(エピソード)を通して学べる参加・体験型の教材が紹介されています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABCー人権学習プログラムー」(大阪府教育センター 平成 19[2007]年3月)

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。E章2「対立と解決」・3「わたしのせいじゃない？」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくし、対等で信頼できる仲間づくりを進めるための教材を掲載しています。

②「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第3章の3～5では、子どもたちのコミュニケーション力をはぐくむアクティビティや実践のエピソードが紹介されています。

③「OSAKA人権教育ABC Part5 ー子どもの学びと育ちをつなぐ 連携から協働へー」

(大阪府教育センター 平成 25[2013]年3月)

子どもが新しい環境で、安心して人間関係を作るための校種間連携(保幼小・小小・小中・中高)の必要性と意義について紹介しています。

★CHECK④★

「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「COMPASS」シリーズでは人間関係づくりの土台となるコミュニケーション力の基本として「聴く」力を育てるワークや言葉の大切さについて考えるワーク、自己表現方法(アサーション)についてのワーク等を掲載しています。

★CHECK⑤★

①「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット(大阪府教育庁 平成 29[2017]年 11 月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/page.html

子どもたちが自分の思いを伝え、お互いのよさや違いを認め合うことができる学級づくりを進めるために、子どもの発達段階に応じた系統性のある年間を通しての活動例や、すぐに使える教材や資料を紹介しています。

②小冊子「クラス・学級 集団づくりガイドブック (大阪府教育センター 令和2[2020]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/pdf/syudandukuri_handbook.pdf

経験年数の少ない教職員を対象とした資料です。2年めの担任が抱く素朴な質問に先輩教員が答える形で、STEP1「集団づくりについて知っていますか」、STEP2「集団づくりを始めよう」、STEP3「集団の質を高めよう」の3章で構成されています。集団づくりの具体的な取組みや実践から理解を深め、どの子どもも安心して過ごすことのできる集団づくりについて考えることのできる資料となっています。

③「大阪府教育センター人権教育研修動画シリーズ『一人ひとりの子どもを大切にする集団づくり』」

(大阪府教育センター 令和6[2024]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/douga/page.html

「集団づくり」ときくと、集団としてのまとまりをめざしたり、行事の成功をイメージする人もいますが、本来の集団づくりは、一人ひとりの成長のために行うものです。集団づくりに関して正しく理解し、どのようなクラス・学級をめざすべきなのか、そのためにはどのような取組みが必要かをお伝えする動画です。

【補足と発展】

- ① 子どもたちが社会性を身に付け、自尊感情を育むことができるよう、学校におけるさまざまな教育活動において人間関係づくりを進めることが大切です。このハンドブックやリーフレットで取り上げている内容、紹介している関連資料を参考にして、さらに広げて学習してください。
- ② 人間関係づくりについては、各学校内だけでなく、校種を越えて連携することや地域の多様な人々と連携することも重要です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30[2018]年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。〔1-(3)-ア〕
- ◎ 指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的な人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。〔1-(3)-ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

◆ 児童生徒理解、人間関係づくり等に関する研修事例等が紹介されている。

事例35: 子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修(子どもたちがつながる①—どうするか考えてみよう)

事例36: 児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修(子どもたちがつながる②—今どんな気持ち?)

事例38: 人権感覚を培う参加体験型グループ研修

参 考: 児童生徒理解・集団づくりに関する研修のテーマ例〔実践編 Ⅲ-3. -(1) 事例35・36・38、参考〕

◎ 各学校において、教育活動全体を通じて、例えば次のような力や技能などを総合的にバランスよく培うことが求められる。

①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどが分かるような想像力、共感的に理解する力

②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能

③自分の要求を一方的に主張するのではなく建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能

これらの力や技能を着実に培い、児童生徒の人権感覚を健全に育んでいくために、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」とが一体となった、学校全体としての取組が望まれるところである。〔第Ⅰ章-2. -(2)〕

◎ 児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。〔第Ⅱ章-第1節-1. -(4)〕

◎ 様々な人々との交流活動や疑似体験活動などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培うなど、児童生徒の実態等に応じて、創意工夫を凝らして取り組むことが望ましい。なお、体験的な活動等については、その取組を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなどにより、単発的なものに終わらせることなく、学校における人権教育全体の中での意義を明確にしながら、その成果を効果的に活かしていくことが肝要である。また、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努めることが求められる。〔第Ⅱ章-第2節-3. -(3)〕